

商品概要説明書

《相続専用定期貯金（つなぐ）大口定期貯金》

（令和8年4月1日現在）

1. 商品名	・相続専用定期貯金「つなぐ」（大口定期貯金）
2. ご利用いただける方	・相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金を原資としてお預入いただける個人のお客様 （当JA以外の預貯金、相続により取得した不動産や株券等の換金代金も預入可能）
3. 期間	・定型方式 ★1年自動継続（元金継続または元利金継続）として取扱います。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・0.8%を初回満期まで適用します。尚、自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算。 ・個人のお客様は20.315%（国税15.315%、地方税5%）※分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	・無
8. 付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはありません。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 （2）預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により算出した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$
10. 貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA各支店または金融部金融推進課（電話：092-322-2766）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館（電話：092-791-1840） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）

	<p>久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相続専用定期貯金「つなぐ」の取扱期間は、令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までとします。 ご契約時に下記の書類をご提示下さい。 ①遺産分割協議書の写し ②遺産分割協議書を作成されていない場合（下記の該当する書類をご提示下さい） <ul style="list-style-type: none"> ア 相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本の写し、遺言書の写し等） イ 相続手続きが終了した時期が確認できる書類（相続手続依頼書の写し、被相続貯金（預金）の利息計算書） ウ お預け入れ原資が相続により取得したことを確認できる書類（相続手続依頼書の写し、遺言書の写し） エ 相続財産の換金額、時期が証明できる書類（売買契約書） ・本商品は1回の相続につき1店舗での取り扱いとなります。 ・障害者等の小額貯金の利子所得等の非課税制度の対象となる個人の方は「マル優」のお取り扱いができません。 ・適用金利については、金利情勢の変化によって見直す場合があります。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。